



scene #9
トラブルに巻き込まれないために



君から指輪を奪って行った
架空請求詐欺の男は逮捕されたよ。
辛い思いをさせてすまなかった。

私はただ臆病になって、あなたの
事を知ろうとしていかなかった…
ごめんなさい。

「あまい誘い」「うまい話」に乗らないよう 冷静になってよく考えよう。

違法なヤミ金融業者に注意

貸金業を営む場合、貸金業規制法に基づき、国（財務局）か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず無登録で貸金業を営む業者は、ヤミ金融業者と呼ばれています。また、最近では、登録業者も含め、法律に違反するような高金利で貸付を行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者もヤミ金融業者と呼ばれています。

ヤミ金融業者の主な手口は次のとおりです。

- 登録詐称業者
広告の登録番号の表示に架空の登録番号や、他の貸金業者の登録番号を使用して登録業者を装う。
- 090 金融
勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、本体を明かさないうまま、違法な高金利で小口（少額）の融資を行う。
- 押し貸し
契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、違法な高金利の利息などを請求する。
- 紹介屋
あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を

呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのので他の店を紹介する」などといって、他の店で借りるように指示し、借入れた金額の一部を紹介料としてだまし取る。

●整理屋

「債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などをだまし取る。

ヤミ金融業者の被害に遭わないためには、①登録業者であるかどうか、②出資法の上限金利（年利 29.2%）を超えていないか、などを事前にチェックし、契約を交わすときには内容をよく確認しましょう。

なお、ヤミ金融による被害が大きな社会問題となっていることを踏まえ、平成 15 年 7 月、貸金業規制法及び出資法の一部改正法（いわゆるヤミ金融対策法）が成立し、無登録業者に対する規制などが強化されました。

悪質商法にもご用心

悪質商法とは、言葉巧みに勧誘し、不当に高額な商品やサービスを売りつける販売方法などのことです。路上で声をかけてキャンペーンやお試し期間などの

無料のサービスをきっかけにして最終的に高額な買い物に結びついたり、ダイレクトメールやカタログ、チラシ、広告、電話で勧誘、家や職場に訪ねてきたりときまざまです。最近では携帯電話やインターネットを利用した詐欺まがいの商法もあるなど、手口が複雑・巧妙になっています。

こんな手口に気をつけよう

悪質商法の具体的な手口について、代表的なものを紹介します。

●マルチ(まがい)商法

「商品を買って会員になり、知人や友人を会員にし商品を販売すれば、収入が上がる」と販売活動をさせ、連鎖的に販売組織を拡大する商法です。最近ではインターネットを利用して個人でもマルチ商法の広告をするものができて、20代以下の若年層の被害が一段と増加しています。

●内職・モニター商法

「パソコンを買えば、それを使った内職を紹介する」などと広告や電話で勧誘し、高額なパソコン等の商品の購入を契約させます。しかし、実際は仕事を紹介せず、ほとんど収入は得られません。

モニター商法は、「商品を買ってモニターになると儲かる」などと巧みに高額商品を売りつける商法。最終的にローン支払いだけが残る事例が多いようです。

●アポイントメントセールス

「抽選に当たった」「あなただけに特別な権利」などと呼び出して商品の購入を契約させる商法。異性が親密な振りをしながら勧誘する恋人商法(デート商法)もあります。

●キャッチセールス

路上や駅前などで「アンケート」「無料」などと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、強引に商品などの購入契約をさせる商法。

●点検商法

「ご近所で害虫駆除(屋根修理)をしています。ついでに床下(屋根)を無料で点検します」と訪問し、不安をあおるような説明をして、高額な契約をさせる商法。

●架空請求

利用していない有料番組の利用料、ツーショットダイヤル、ダイヤルQ2と称する情報料など架空の債権を請求してくるもの。

悪質商法の手口は以上のようなものですが、いずれも消費者の心理を巧みにつけてくるものです。

「世の中に楽をして儲かるようなおいしい話は絶対ない」ということを心に刻み、「あやしい話や興味のない話などはきっぱり断る」勇気を持つことが大切です。

また、おかしいな、どうしようかな、と思ったときは自分だけで判断せず、家族など周囲の人に必ず相談するようにしましょう。

相談窓口

万一、ヤミ金融業者や悪質商法の被害に遭った場合には、次の窓口などに相談しましょう。

<ヤミ金融被害に関する相談>

■国民生活センター

ホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>

※全国各地の消費生活センターの相談窓口が検索できます。

■各都道府県の弁護士会

ホームページ：<http://www.nichibenren.or.jp/>

※各弁護士会の連絡先は、日本弁護士連合会ホームページで検索できます。

■警察庁警察総合相談窓口

ホームページ：<http://www.npa.go.jp/annai/index.htm>

※全国の警察本部にある相談窓口が検索できます。

全国共通短縮ダイヤル：#9110（携帯電話からも可）

<悪質商法に関する相談>

■国民生活センター

上記と同じ。

■経済産業省消費者相談室

ホームページ：<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/>

※特定商取引法の概要などについて知ることができます。

電話：03(3501)4657

電子メール：qqjcbbf@meti.go.jp

どこまで、あの
指輪は取り返せ
たの？



もう担保は必要
ないだろう？

#9